

## 令和4年度（2022年度）豊中市PRプロモーション業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

令和4年度（2022年度）豊中市PRプロモーション業務

### 2. 業務の目的

この業務は、都市ブランドの向上をめざすものとして、本市の発行物等を通して伝わるブランドイメージを高める要素を視覚的に統一するとともに、紙媒体とWEB媒体の効果的な組み合わせにより、市内外に幅広く本市の魅力を伝え、「暮らしの舞台」として選ばれるまちとなることをめざす。あわせて本年度、「とよなか音楽月間」が10周年を迎えることを契機に、本市の貴重な資源の一つである「音楽」をテーマとした本市の魅力を市内外に発信し、「音楽あふれるまちとよなか」というブランドイメージを定着させることを目的とする。

### 3. 業務委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで

### 4. 業務委託内容

#### (1) 豊中市ブランドデザインマニュアルの制作

- 発行物等を通して伝わる本市のブランドイメージ向上のため、必要なデザイン要素を視覚的に統一するブランドデザインマニュアルを制作する。
- 具体的には以下のデザイン要素について、使用する際の基本的ルールを規定すること（①②③は最もベーシックな要素であり、④⑤⑥はそれを展開したもの。⑦については提案による）。

- 市役所名等（漢字・ひらがな・ローマ字）
- 市章（寸法割合は豊中市市章規則に規定。）
- 豊中市ブランドロゴ（使用ルールについては既存のものがあり、原則それを継続のこと）
- 市公用封筒
- 職員名刺
- チラシ・パンフ等
- その他（貴社の提案による）

※これらを制作するための前提となる本市のブランドアイデンティティについては、「豊中ブランド戦略」を参照のこと。

#### (2) 下記媒体のデザイン制作（ブランドロゴ配置は必須）

- 市公用封筒（デザインデータは印刷業者に渡せばそのまま印刷できるようにすること）

実際に使用する封筒の仕様等は以下のとおり。

- 角1 ひも付き（270mm×382mm、センター貼り、マチ付。活字1色刷、郵便番号枠なし）
- 角2（240mm×332mm、サイド貼り。活字1色刷、郵便番号枠有）
- 長3（120mm×235mm、サイド貼り、アドヘア付。活字1色刷、郵便番号枠有）

※いずれも、紙質は再生紙、紙厚は角1は120.0g、角2・長3は85.0g、紙色はいずれもクラフト（茶色）。

- 職員名刺（カラー。職員が家庭用プリンタ等でそのまま印刷できるようにすること）

#### (3) 下記媒体の製作

- 市PR冊子（A4で8ページ相当の情報量を想定。制作部数：3,000冊以上）

・デザイン、編集、レイアウトから印刷製本、納品まで一括して行うこと。校正は3回。

- 市PRポスター

仕様：B1、カラー。デザインは①市PR冊子の表紙デザインと同じ。

※冊子・ポスターの形状（サイズ・紙質など）と納品可能部数は提案のこと。

#### (4) 「とよなか音楽月間」パンフレット・ポスターの作成

- パンフレット（制作部数：8,000部以上）

- 仕様：カラー。A4サイズで12ページ相当の情報量を想定
- デザイン、編集、レイアウトから印刷製本、納品まで一括して行うこと。
- 校正は3回

②ポスター（制作部数：3,000枚以上）

- ・仕様：カラー。デザインは①パンフレット表紙デザインと同じ
- ・校正は2回

※1：パンフレット、ポスターの形状（サイズ・紙質など）や納品可能部数については提案のこと。

※2：①、②とも、令和4年（2022年）8月16日（火）午後5時15分までに市役所第一庁舎5階魅力文化創造課まで納品すること。

- (5) 「音楽あふれるまちとよなか」をPRするイメージ動画の制作（15秒程度以上、1本）
- (6) 「音楽あふれるまちとよなか・とよなか音楽月間」のPRプロモーション  
市内居住者及び市外居住者（特に北摂・阪神間エリア及び大阪市エリア）に向け、さまざまなPR手法、媒体（例えば、広告紙掲出・鉄道沿線各駅での広告、WEBを活用したプロモーションなど）を活用し、「とよなか音楽月間」の取組み及び「音楽あふれるまちとよなか」の都市イメージを効果的・魅力的にアピールすること。活用する手法・媒体等は提案による。

## 5. 成果物

- (1) 上記4の内容物一式
- (2) 上記4（1）のマニュアル一式（データ一式（PDFデータ及びPPTデータ（あるいはaiデータ）等の制作したアプリケーションデータ）
- (2) 上記4（2）で制作したデザインのデータ一式（PDFデータ、jpgデータ及びaiデータ）。  
ただし、同②については家庭用プリンタなどでそのまま印刷できるよう、wordデータも添付のこと。
- (3) 上記4（3）のPDFデータ及びaiデータ。  
同②③は提案による
- (4) 上記4（4）のJPEGデータ、PDFデータ並びにaiデータ
- (5) 上記4（5）の動画データ（YouTube、Instagram等で活用できる動画形式）
- (6) 上記4（6）を記録・保存できるような記録用データ

## 6. その他

- (1) 上記4で制作したデザイン等については、商標権、著作権等第三者の権利を侵害することのないよう、あらかじめ提案事業者において、第三者の諸権利の円滑な処理を行ったうえで提案すること。
- (2) 上記4で制作したデザイン等について、今後は市が有する様々な別の媒体等でも使用することを想定しています。当該デザイン等の著作権等が受注者に発生する場合には、デザイン等の一部を改変して使用したり、著作権法第27条及び28条の権利並びに著作者人格権の不行使を含め、受注者はこれを了解してください。
- (3) また、上記4で制作したデザイン等の著作権等が第三者に発生する場合には、上記（1）の内容を受注者は発注者に保証してください。
- (4) この仕様書の業務委託内容の詳細については、提案事業者からの企画提案内容を踏まえ、改めて優先交渉権者決定後、市と協議し、作成するものとします。

## 7. 参考

### 【参考】

- 豊中市ブランド戦略  
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/miryoku/brand/brandsenryaku.html>
- 豊中市魅力発信サイト  
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/miryoku/index.html>
- 市 PR 冊子  
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/miryoku/relife/toyonakapr.html>
- 豊中市市章規則  
[https://www1.g-reiki.net/toyonaka/reiki\\_honbun/k205RG00000008.html](https://www1.g-reiki.net/toyonaka/reiki_honbun/k205RG00000008.html)
- 豊中市ブランドロゴ  
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/miryoku/brand/brandlogo.html>
- 豊中市文化芸術推進基本計画  
[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken\\_gakushu/bunka/culture\\_plan/bunkakeikaku.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/bunka/culture_plan/bunkakeikaku.html)
- 「とよなかまちなかクラシック」  
とよなか音楽月間の中心的事業のひとつ。日本センチュリー交響楽団が特別にアンサンブルを編成し、普段演奏されることがない市内の寺院、教会等を会場に上質なクラシック演奏を届ける。この上質なイメージが「とよなか音楽月間」全体のイメージを作り上げている。
- 「とよなか音楽月間 10 周年」実施予定の中心的な事業
  - ①豊中まちなかクラシック 9 公演 11 会場（拡充）
  - ②0 さいからのコンサート（新規）
  - ③こども向け音楽イベント（新規・10 件程度）
  - ④飲食店等でのライブコンサート（新規・5 件程度）
  - ⑤日本センチュリー交響楽団と小学校のブラスバンドクラブ、高等学校の吹奏楽部との共演
  - ⑥こども音楽フェスティバル
  - ⑦その他の音楽イベント